

## 重点課題に取り組むための28の行動

上記の3つの視点で示された方向性を踏まえ、4つの重点課題を受けて、まず着手する当面の具体的行動を28項目掲げて実践する。さらに、重点課題を実現するために必要な取組についても推進する。

### 〔若者の自立とたくましい子どもの育ち〕

#### (1) 若者の就労支援に取り組む

- ・ 「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月10日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・経済財政政策担当大臣合意）に基づき、若者の職業的自立を促進するため、教育・雇用・産業政策の連携の強化、政策資源の重点投入、官民一体となった総合的な取組の強化を図る。

具体的には、教育段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策を講じる。学校と企業・地域が連携した職場体験やインターンシップの推進などを通じて、小学校段階から児童生徒の発達段階に応じ組織的・系統的に勤労観・職業観を育成するキャリア教育を実施する。特に、中学生に対する集中的な職場体験の先進的な取組について、普及を図る。また、「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」の導入、専門的人材の配置による就職相談の充実を図るとともに、専修学校等を活用した短期教育プログラムの開発等による若者の能力の向上を図る。

さらに、通年採用の普及、トライアル雇用の積極的活用等により、就業経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備を進めるとともに、能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備を図る。

若者の生の声を聞き、きめ細かな効果のある政策を展開するための新たな取組として、民間を活用し、若年者に雇用関連サービスを1か所でまとめて提供する場（若年者のためのワンストップサービスセンター）を整備する。

こうした取組等を通じて、平成18年度までに、若年失業者等の増加傾向の転換を目指す。

#### (2) 奨学金の充実を図る

- ・ 若者の自立を促すためにも、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないよう、奨学金制度による支援を一層推進する。

#### (3) 体験を通じ豊かな人間性を育成する

- ・ 子どもたちが、地域や社会とのかかわりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長することができるよう、地域と学校の連携の下に、様々な自然体験・社会体験活動の機会を提供する。このため、芸術文化・伝統文化体験、スポーツ、農林漁業体験、自然体験などの体験活動やボランティア活動の普及・促進を図る。
- ・ 夏休み等を利用して、地方公共団体と自然体験活動を推進する青少年団体との協力の下、子どもたちが青少年教育施設、野外活動施設や農家などで共同生活を通じた野外活動等の自然体験活動を行ったり、学校教育活動として、都市と農山漁村の交流による体験活動や、宿泊学習等の共同生活体験を行う取組を支援し、全国的な普及を図る。
- ・ 都市公園、河川空間、森林等の整備や使用方法を工夫するなどして、身近な自然に安心してふれあうとともに、子ども同士ができるだけ自由に遊べる場所を地域全体で確保する。
- ・ 児童館や学校などを活用し、子どもたちが放課後や週末にスポーツや文化活動をしたり、乳幼児や高齢者などの様々な世代と交流することのできる活動を推進するとともに、運動場の芝生化など、多様な活動の機会や場所づくりを進める。また、我が国の伝統や文化を子どもたちに伝えていくことができるよう指導者を養成するとともに、高齢者等の他世代との交流等の体験の機会を提供する。
- ・ 地域のボランティア団体、青少年団体、スポーツクラブ等と連携して、青少年が社会奉仕活動や体験活動、スポーツ活動等を通して社会とのかかわりを学ぶことができる継続的な活動の場を提供したり、引きこもりがちな青少年など悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供し、社会参加のきっかけをつかむことができる取組を推進する。

#### (4) 子どもの学びを支援する

- ・ 子どもたちに「確かな学力」、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」をはぐくむ学校教育を推進する。このため学校運営や学区の弾力化等による魅力ある公立学校づくり、総合学科や単位制高等学校等の特色ある高等学校づくりを進める。保護者会の夜間開催、PTA活動への働く親の参加促進など、学校に地域住民が参加しやすい環境を整備する。

#### [仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し]

#### (5) 企業等におけるもう一段の取組を推進する

- ・ 次世代法に基づく、仕事と子育ての両立等に関し企業における自主的な取組の促進を図るための一般事業主行動計画の策定・実施を支援するとともに、同法に基づく基準に適合する一般事業主の認定制度の活用を促進する。さらに、

次世代法の認定企業を中心に行動計画の内容や達成状況を自主的に公表することを促す。特定事業主に関しては、自らの行動計画を公表するとともに、国においてはその実施状況を公表し、地方公共団体等に対してその実施状況の公表を促す。

- ・企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標の周知・広報等により、仕事と育児が両立できるような様々な制度を持ち多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業（ファミリー・フレンドリー企業）の普及促進を図る。

#### (6) 育児休業制度等についての取組を推進する

- ・一定の場合における1歳6か月までの育児休業期間の延長や子どもの看護休暇制度の創設などにより、仕事と子育ての両立支援等をより一層推進する。
- ・育児休業取得率等についての社会全体での目標値の達成に向け、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発等に取り組む。また、安心して就業が継続できるようにするために、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置の導入を図る。さらに、子どもの看護休暇の取得促進を図る。
  - ・男性の育児休業取得率 10%（平成14年度実績 0.33%）
  - ・女性の育児休業取得率 80%（平成14年度実績 64%）
  - ・小学校就学の始期までの勤務時間短縮等措置の普及率 25%  
(平成14年度実績 9.6%)
- ・育児休業取得後などに安心して就業が継続できるようにするために、職業能力の維持、向上のための措置等の実施を一層推進する。

#### (7) 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

- ・男性労働者が子育てのための休暇等（育児休業・看護休暇・年次休暇等）を取得しやすくするための取組（例えば、男性の子育て参加のための父親プログラムを労働者自ら作成し、職場全体でプログラムの実施をサポートする取組など）の普及を図る。

#### (8) 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

- ・年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減等により、年間総実労働時間1,800時間の達成・定着を図るとともに、フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度の普及を図る。
- ・「ワークシェアリングに関する政労使合意」（平成14年3月29日厚生労働大臣・日本経営者団体連盟会長・日本労働組合総連合会会长合意）に基づき、政労使が一体となって、制度導入に当たっての問題点に対する解決策の検討などワー

クシェアリングの環境整備等に早期に取り組む。業種別に短時間正社員等の多様な働き方に係るモデルの開発・普及等により、「多様就業型ワークシェアリング」の普及を促進する。

- ・ I Tを利用したテレワーク推進のため普及啓発を図る。
- ・ パートタイム労働法に基づく指針におけるパートタイム労働者の働き方に見合った均衡待遇の考え方の普及を促進する。
- ・ 働く者が生涯を通して仕事と生活の調和のとれた働き方を実現できるよう、より一層柔軟な働き方を可能とする環境の整備を始め、雇用制度全般にわたる見直しを行い、法的整備を含め所要の措置を検討する。
- ・ 公務員について、公務運営の維持に配慮した上で、フレックスタイム制、短時間勤務制、裁量勤務制等の多様な勤務形態の導入について検討を進め、これを踏まえた適切な対応を行う。また、民間企業の状況を踏まえつつ、小学校就学始期までの子どもを養育する公務員に対する仕事と子育ての両立支援策について検討する。

#### (9) 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

- ・ 男女雇用機会均等法に基づく妊娠・出産等を理由とした解雇の禁止や通院休暇等の母性健康管理の措置、労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定の周知徹底を図るとともに、職場における固定的な性別役割分担意識の解消、職場内で仕事と家庭の両立を尊ぶ職場風土の形成、職場慣行のは正に向けた啓発活動を行う。

#### (10) 再就職等を促進する

- ・ 育児等を理由として退職し、再就職を希望する者に対して、情報提供やキャリアコンサルタント等による相談の実施、育児時間に配慮した職業訓練の推進等、再就職準備のための計画的な取組が行えるようきめ細かい総合的な再就職支援策の強化を図るとともに、出産や子育てのために退職し、退職の際、将来、再就職を希望する旨を申し出た者を優先的に採用する再雇用特別措置を促進する。
- ・ 就業の意欲と能力がありながら育児等の負担のためにすぐには就職できない者等に対し育児・家事等と就職の両立を支援することを目的とした「両立支援ハローワーク」において、職業情報の提供、ガイダンスの実施、多様な職業紹介の実施等による再就職の援助を推進する。

#### [生命の大切さ、家庭の役割等についての理解]

#### (11) 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る